

防災 かわら版

問合せ先
防災安全課防災係（窓口⑩）
☎③⑥ 4 1 4 5

12月6日（日）は
「地域防災訓練の日」

大規模地震が発生した想定で、その地域に沿った内容の防災訓練を行います。午前9時に地震発生サイレンを鳴らし、同時に緊急速報メールを配信します。

訓練の開始時間や内容等は、各地区によって異なるので、お住まいの自主防災会に確認してください。

地域で実施される防災訓練に積極的に参加し、改めて、自分自身や家族、身の回りの方の命を守るために、「自助・共助」の力を身につけましょう。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により訓練が変更又は中止となる場合があります。

「携帯トイレ」を 備蓄しましょう

大きな災害が発生すると停電や断水、排水設備や上下水道の破損などにより、水洗トイレが使用できなくなる可能性があります。

災害時のトイレ対策の必要性を確認し、各家庭での携帯トイレの備蓄を進めましょう。

過去の震災では、水洗トイレが使用できなくなり、トイレの衛生環境が悪化することになりました。

トイレが不衛生だと、トイレの使用を控えてしまい、水分補給や食事でも控えてしまいがちになります。そのため、脱水症状やエコノミークラス症候群などになるリスクが高まり、災害関連死につながる可能性もあります。

備蓄の目安

携帯トイレは、1人につき「1日5回分」×7日分が備蓄の目安となりますが、1日に行くトイレの回数や家族の人数に応じて、各家庭で必要数を確保しましょう。

携帯トイレの使用方法



イラスト引用：静岡県『そうだ!!「携帯トイレ」も備蓄しよう!』

「戸別受信機」の 配布が始まりました



各家庭や事業所などで防災無線が受信できる「戸別受信機」をお申し込みいただいた方に順次、郵送にて配布しています。

災害時には、戸別受信機やメール配信サービスなどの複数の手段で、いち早く情報を入力することが重要です。

現在も無償貸与の申込みを受け付けていますので、貸与を希望される方は、防災安全課窓口又は電話、Eメールによりお申し込みください。

※数に限りがあります。
※申込みの注意事項等は、窓口又はホームページの申込用紙をご確認ください。

※現在、同時通報用無線柱（広報用スピーカー柱）の設置・建替工事を順次実施しています。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

確定申告・市県民税申告は インターネット・郵送で お願いします

コロナ対策のため
申告会場を縮小する予定です

令和3年2月16日～3月15日に予定されている所得税の確定申告、市県民税の申告について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び申告される方の安全を考慮し、申告会場へ来場される方を最小限にするよう、申告会場の入場制限や出張会場の統廃合などの対応を検討しています。

申告はインターネットや

郵送で

市役所で申告される方は多くは、所得税の還付申告や所得税がからない方です。

所得税の確定申告は、パソコンやスマートフォンを利用して国税庁のホームページで申告書を作成・提出することができます（e-tax）。

市県民税の場合、申告書用紙（前回、申告された方には、用紙を郵送します）に記入して、税務課市民税係に郵送してください。



申告の事前準備を お願いします

e-taxには、原則としてマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードの取得には申請から約1か月～1か月半程度かかりますので、早めの申請をお勧めします。

※国税庁ホームページで申告書を作成・印刷して税務署に提出する場合、又は、ID・パスワード方式で申告書を送信する場合については、マイナンバーカードは不要です。

また、申告会場内の混雑を避けるため、医療費控除の明細書、収支内訳書等の作成は代行しませんので、ご自身で作成をお願いします。

問合せ先

税務課市民税係
（窓口⑨）☎②② 2 2 1 8

下田税務署から お知らせ

◎年末調整等説明会及び
青色申告決算等説明会の
開催を中止します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加者の安全を考慮し、年末調整等説明会及び青色申告決算等説明会の開催を中止します。

なお、年末調整に関する各種情報は、国税庁ホームページに掲載しています。

◎年末調整手続の
電子化について

10月から、年末調整手続の電子化によるバックオフィス業務の簡便化ができるようになります。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.

nta.go.jp/users/gensen/nennatsu/nencho.html

問合せ先

下田税務署 ☎②② 0 1 8 5
※自動音声により案内していますので「2」を選択してください。

11月は児童虐待防止 推進月間

～早期発見が
何より大切です～

「189（いちばやく）
知らせて守る
こどもの未来」

令和2年度

「児童虐待防止推進月間」標語子どもたちは、家族や地域から温かく見守られ健やかに成長していくことが約束されているはずですが、

しかし、親から虐待を受け、心身ともに傷を負った子どもが増加しています。幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。子どもは虐待を受けていても自分から周囲に訴えることができません。周りの方が子どものサインに気づいてあげることが必要です。

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを救う行動を起こしてください。

「おかしいな」と感じたら迷わず福祉事務所又は地域の民生委員児童委員に連絡してください。

あなたからの連絡が子どもを守る第一歩となります。

虐待かもと思ったら
189（いちばやく）番へ

189番へかけるとお近くの児童相談所に繋がります。通告・相談は匿名でも行うこともでき、通告・相談をした方、その内容に関する秘密は守られます。

なお、児童虐待に関する相談は左記でも受け付けますのでご連絡ください。

子どもを虐待から
守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）（通告は義務＝権利）
- ②「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）
- ③ひとりでは抱え込まない（あなたにできることから即実行）
- ④親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）

問合せ先

福祉事務所社会福祉係
（窓口⑥）☎②② 2 2 1 6